令和８年　天草市農業委員会第９回総会議事録

令和８年９月25日天草市役所本庁３階第３会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11名）

１番	山 下 和 弘	君	３番	淀 川 洋 一	君
４番	黒川紀世子	君	５番	平 岡 敬 則	君
６番	福 島 惠 美	君	７番	光 﨑 修 二	君
８番	富﨑ますみ	君	９番	野 中 幸 廣	君
10番	中村三千人	君	11番	赤 﨑 保 章	君
13番	鳴 川 哲 広	君			

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。(2名)

２番	猪 原 真 滋	君	12番	榎 田 和 壽	君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。(4名)

事務局長	木 村 英 樹	係　長	大 塚 晃 輝
主　査	野 嶋 美 里	書　記	小 田 優 奈

開　会

日程第１		議事録署名委員の指名について
日程第２	議第53号	農地法第３条の規定による許可申請について
日程第３	議第54号	農地法第４条第１項の規定による許可申請について
日程第４	議第55号	農地法第５条第１項の規定による許可申請について
日程第５	議第56号	農地地用集積等促進計画(案)について
日程第６	議第57号	非農地証明書交付申請について
日程第７	議第58号	非農地判断について
日程第８		報告事項について

閉会

開　会　14時00分

〇事務局（木村英樹君）　ただいまから令和8年天草市農業委員会第9回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

〇議長（山下和弘君）　※会長あいさつ省略

〇事務局（木村英樹君）　ありがとうございました。本日は、2番猪原委員、12番榎田委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員が、ご出席でございますのでこの総会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、議事の進行は会長にお願いいたします。

〇議長（山下和弘君）　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　それでは5番平岡委員、6番福島委員を指名します。

〇議長（山下和弘君）　日程第2、議第53号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

〇事務局（野嶋美里君）　資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田466㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇㎞、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

〇議長（山下和弘君）　1番山下です。23日地元の堤内推進委員と現地確認を行いました。長い間譲受人の方が作っていらっしゃるという事で今回売買という事になっております。何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〇議長（山下和弘君）ただ今説明及び意見がありました、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（野嶋美里君）　2番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑2691㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇㎞、青色で着色した国道266号

線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（黒川紀世子君）　4番黒川です。先日現地確認に行ってまいりました。譲渡人の方はここ数年のうちに○○が亡くなって、○○が亡くなって、一人で汗水流しておられます。それまでは仕事を退職後みかんを作っておられたんですけど、もうできないという事で誰かと人を求めて懸命に畑を作っておられたんですけど、譲受人の人と話がまとまったという事を聞いていました。これでせっかくの農地を頑張って作って下さる人が出来たので良かったなと思っております。以上です。

○議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君）　3番について説明します。○○の譲受人は、○○の譲渡人より、○○の田と畑391㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から東へ約○○㎞、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番(富﨑ますみ君)　8番富﨑です。先日井上推進委員さんと確認に行きました。4番と関連があるんですけど、なんか交換されるという事で、この畑の横の斜め向こうの方が交換して、そこを交換されるという事を聞きましたので特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君）　4番について説明します。○○の譲受人は、○○の譲渡人より、○○の田1058㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から北東へ約○○㎞、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君）　これは野嶋さん先ほど富﨑委員から話がありました通り交換という事ですよね。

○事務局(野嶋美里君)　はい、そうです。お互いの農地を交換されるという事です。

○議長(山下和弘君)　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番(富﨑ますみ君)　8番富﨑です。そこに資料に書いてある通り名前が逆になっているので交換されるという事で特に問題はないと思います。近くの農地を作りたいという事で、今回出来たという事じゃないかなと思います。まだ写真のとおり耕作されている跡もありましたので問題は何もありませんでした。よろしくお願いします。以上です。

○議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　一応3番4番は関連で、交換という事で、大丈夫でしょうか。

○9番(野中幸廣君)　すみません。9番野中です。3番と4番の件について申請の事由の中で規模拡大と自給的農業のためということなんですが、こちらの規模拡大はどう判断したのかなと思います。

○8番(富﨑ますみ君)　○○さん、今度3番を受けられる方は多分奥の方にも持っていらっしゃって、あの先のほうにですね。○○さんの方はですねまだお若い感じで、年齢が書いてあったのは○○の方がちょっと高齢になられて、ちょっとそこだけ作るという感じなのかなって見受けて、多分ちょっと農地を少し○○さんの方が広げられたのかなという感じのところがあります。だから拡大なのかな、と思います。

〇事務局(野嶋美里君)　あとはもう平米数によってですね、拡大をたくさんされている方であったり自給的にされる方であったり、ということで、理由の方は変えて、書かせていただいています。

〇9番(野中幸廣君)　減ってもかな。

〇8番(富﨑ますみ君)　減ったんですか。

〇事務局(野嶋美里君)　減ってはいないです。

〇事務局(木村英樹君)　これは現状のままの面積が書いてでございますので、今がこの面積で、これからこの3条で交換とかあるとその面積が減ったり増えたりするという、現状のままの数値が書いてあるということでご理解いただけるとありがたいです。

〇9番(野中幸廣君)　はい、わかりました。

〇議長（山下和弘君）よろいでしょうか。

〇9番(野中幸廣君)　はい。

〇議長（山下和弘君）他にご異議ありませんでしょうか

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（野嶋美里君）　5番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田5873㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北へ約〇〇km、〇〇km青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはＷＣＳ、水稲を栽培される計画です。以上です。

〇議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

〇7番（光﨑修一君）　7番光﨑です。23日に田中推進委員と2人で現地確認を行いました。いずれ譲渡人の方は90歳ということでご高齢で、譲受人の〇〇さんは3年前にドクターヘリに運ばれるような大怪我をされたんですが奇跡的に助かりまして、今は以前と変わらないような仕事をされております。売買ということで何も問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

〇議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（野嶋美里君）　資料②の2ページをご覧ください。6番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田188㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ約M〇〇km、青色で着色した県道有明倉岳線の北西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲を栽培される計画です。以上です。

〇議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

〇13番（鳴川哲広君）　13番鳴川です。先日22日の日に現地を確認して来ました。両サイド、両方とも長年耕作されているということで問題はないと思います。ただちょっと高齢なんですけど80歳ぐらいですかね、息子さんが〇〇に住んでおられていつも加勢してくれているので問題ないと思います。以上です。

〇議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（野嶋美里君）　7番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田517㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇km、青色で着色した県道有明倉岳線の北西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲を栽培される計画です。以上です。

〇議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

〇13番（鳴川哲広君）　13番鳴川です。これも先日現地確認を行ってきました。そして、まあ長年譲受人が米を作っていられるそうなので特に何も問題はないと思います。以上です。

〇議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 8 番について事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（野嶋美里君）　8 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 5857 ㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ約〇〇㎞、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲を栽培される計画です。以上です。

〇議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

〇事務局(野嶋美里君）　はい本日猪原委員がご欠席ですので意見書をお預かりしておりますので代読いたします。9 月 18 日最適化推進委員の松本勇二氏と現地確認を行いました。現地は 4 月に譲渡人により相談があった圃場で現在も譲受人が耕作されております。今回の申請は譲渡人の財産整理の一環で行われた申請のようですし、今後も譲受人が耕作されるようですので、今回の申請については何の問題もないかと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。以上です

〇議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、8 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 9 番について事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（野嶋美里君）　9 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 276 ㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇㎞、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

〇議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

〇6 番（福島恵美君）　6 番福島です。9 月 20 日に柳推進委員さんと現地確認を行いました。この譲渡人は〇〇の方におられて自分の父がされていた土地らしくて、本人もよく知らなかったということで譲受人になられた方がよくご存知になられていたようです。現在この譲受

人の方もいろいろな地区での活動も行われまして、すごく担い手でありますので特に問題なくきれいに、今のところ果樹を植える前に、ということで花を植えて綺麗にしたいということで頑張られておりました。何らかの問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君）　10番について説明します。○○の譲受人は、○○の譲渡人より、○○の畑404㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から北へ約○○㎞、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君）　1番山下です。19日の日に地元の原田推進委員と現地確認に行ってまいりました。譲受人が長年管理および耕作をされていたということで、今回売買ということになっております。ちょうど譲受人の○○さんも近くにいらっしゃいまして、いろいろお話をしてとにかくイノシシが入るけん、どがんかせんといかんね、ということで頑張っていらっしゃいます。何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君）　日程第3、議第54号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（小田優奈君）　資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は○○の個人で、○○の畑332㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧く

ださい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ約〇〇㎞、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接する施設の駐車場が不足していため、駐車場8 台として利用しています。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

〇議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

〇3 番（淀川洋一君）　3 番淀川です。本日山下推進委員と現地の確認をいたしました。現地は〇〇というお寺と墓地ですね、墓地の駐車場になっているところです。〇〇の住職の〇〇さんという方だったんですけども、数年前に亡くなられて現在そのお寺がどうなっているのかはちょっと分からないんですけども、〇〇さんの時からそこを駐車場として使われていたということです。始末書にもそのような文言がありますけれども墓地、寺院の駐車場として使われていますので何ら問題はないと思います。以上です。

〇議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、１番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（小田優奈君）　2 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 553 ㎡を作業場、駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ約〇〇㎞、青色で着色した国道 324 号線の南西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりの区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、相続した建物の敷地が農地だったため、申請が上がっております。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

〇議長（山下和弘君）　1 番山下です。23 日地元の堤内推進委員と現地確認に行ってまいりました。本日は 4 条の申請 5 件がありますけれども 4 件始末書、農業委員会の方から通知を出して追認許可を得るために、また差し戻しと申しますか、是正されているという 4 件です。これもですね始末書も出ておりますけれども、50 年前ということでお父さんがこれを作ったということで全然知らなかったということで始末書も上がっております。ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

〇議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（小田優奈君）　3番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田114㎡を通路に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ約〇〇㎞、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地に行くための通路として利用されています。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

〇議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

〇3番（淀川洋一君）　3番淀川です。ここも本日山下推進と現地の確認をいたしました。ちょっと動画を出してもらっていいですか。ここの地目が田んぼで雑種地に今はなっているのですけど、よくこんなところに田んぼがあったんだと、ちょっと坂になっているんですね。実はその奥の看板の立っているのが、多分ここは売却される、始末書には書いてあるんですけども売却の予定なのですが、ここを正式に転用しておかないと売却できないということで、転用の申請をされているみたいです。今は道路になっていますけど、ちょっと左ですね奥に行って左のところにアパートがあるんです。ですので、ここはもう転用するしかない、というようなところです。問題はないと思いますけれども、以上です。

〇議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（小田優奈君）　4番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田1552㎡を植林に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄

色で着色した〇〇から北東へ約〇〇㎞、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は、10ha 未満の広がりの区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため植林として利用されます。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。

〇議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

〇事務局（小田優奈君）　本日猪原委員から欠席の届けが出ているので意見書を読み上げます。9 月 18 日、最適化推進委員の松本勇二氏と現地確認を行いました。圃場は、第 5 回総会にて農振地除外申請がなされた農地で、耕作されてはいないものの、きちんと管理されている様子でした。今回植林をされる計画だそうですが周辺の農地には十分配慮して植林されるとのことです。そのため今回の申請については何の問題もないかと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

〇議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。すみません局長同意書なんかは取らんでも大丈夫なんですかね。

〇事務局(木村英樹君)　今回農振除外をするときに近隣の方の同意を求めたんですが、同意を得られなかったという経緯もあったようです。その中では事業計画の中では本人が責任を持って対応しますという意見がありました。今回の申請についても同様の旨の内容が書いてございましたので、さように理解しているということでございます。基本的には農業会議からの指導では同意書は必ず必要ではないということにはなっているのですが、現に耕作しているところではできるだけもらうように努力をしてもらうようにお願いしております。以上です。

〇議長（山下和弘君）　他にありませんか。ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 5 番について事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（小田優奈君）　資料②の 5 ページをご覧ください。5 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 219 ㎡を倉庫及び車庫に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ約〇〇㎞、青色で着色した国道 389 号線の西側にある農地です。申請地は、10ha 未満の広がりの区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、相続した建物の敷地が農地だったため申請が

上がっております。資料③の７ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（赤﨑保章君）　11番赤﨑です。実はですねこの申請者本人から２ヶ月ほど前にですね、地元の松本推進委員を経由して私の方に申請人から電話でこういう申し出があっているということから、私の方に持って来られるじゃないかということで、その翌日に現地におもむき、本人にも来ていただきました。動画を映していただけますか。ちょっと経緯がありまして、実はここの倉庫の半分に向かって右側の一部が今回の申請地であります。その手前からすると拡大して手前の方にちょっと引いてもらえないですか。ちょっと手前に土地があるんですけど、そうそう右側もうちょっともう一気に右に行く、あっそうそうここがですね。手前のこの宅地で、すでに宅地だったんですよ。本人さん申請人さんはこの山はですね、山というか宅地なので山林にしてくださいっていう趣旨だったんです当初。

ちょっとすいませんと私たちは農業委員会や農地関係の申請をするのが、私たちの仕事であると、既に宅地になっているからあとは分筆をして思う通りに山林にするとすれば分筆する事が必要ですよと一通り説明をしました。しかし私もちょっとおかしいなって字図を見たところ今回申請にあたってそのところがですね、そこの部分だけが畑として残っていたんです。じゃあこれはこの建物の一部で宅地になっていないので、一応今回農業委員会に諮る必要があるということを指導しました。その結果１回目はちょっと悩んでどうしようかと手続きがわからないということだったので概ね始末書ですかね、そういったものの経緯を書いてもらえれば理解できるので後は事務局と相談をしてください、というようなことで申し上げまして、一応そういう経緯があったということでご理解を願いたいと思います。最終的には、一応申請が出ましたので９月20日に再度松本推進委員の同席のうえ、申請書には説明がありましたとおり中身の始末書にも経緯をきちんと書いておりまして、作った当時は３人で大変だった思うんですけど、夫の方が亡くなられてその生前中にその倉庫を作ったということがあってそれは自分も知らなかったとあと自分の名義にしないかんということから今回こういう部分がわかったから整理したいという趣旨でありましたのでなんら問題がないのではないかというようなことでございますので、そういったことでよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

〇議長（山下和弘君）　日程第4、議第55号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、1番について事務局より説明をお願いします。

〇事務局（小田優奈君）　資料②の6ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑214㎡を売買により取得し個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ約〇〇㎞、青色で着色した県道本渡苓北線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建て住宅を新築し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

〇議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

〇3番（淀川洋一君）　3番淀川です。昨日山下推進委員と現地の確認をいたしました。ここの北原地区というのはどんどん宅地化されているところで、周りも住宅が建っているような所です。今現在申請人はアパートに住んでおられてここを購入して家を建てるということですので問題はないと思います。以上です。

〇議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（小田優奈君）　2番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田784㎡のうち363.76㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ約〇〇㎞、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建て住宅を新築し、利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

〇議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

〇8番（富﨑ますみ君）　8番富﨑です。これは一応7月の総会で許可をされている場所です

よね。

〇事務局(小田優奈君)　こちらは8月に取り消し届が出されて今回譲渡人の方が代わってもう一度申請されています。

〇8番（富﨑ますみ君）　亡くなられたということで7月に許可が出たんですけど申請者が亡くなられたということで息子さんがもう一度取り消して申請をやり直したという感じなので特に問題はないと思います。以上です。

〇議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（小田優奈君）　3番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑180㎡を売買により取得し通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ約〇〇㎞、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりの区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地への進入路が必要なため農業用通路として利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

〇議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

〇4番（黒川紀世子君）4番黒川です。先日確認してまいりましたけれども、先ほどの写真なんかを見てもそうですけど、どこが農地でどこが畑か。ここを見るにはすごい高いブロックでしてある住宅があるんですよね。そこに〇〇さんっていう方がいらっしゃるんで、ここの息子さんでもあるのかなと思って、どうしてあんな高いところから谷間みたいなところに、どがんして落ち着くんだろうかなって思って意味がよく分からんできたんですけれど、ただ農地に関しては問題ないと思います。道路として利用価値が出てくるわけですから。そう思ってどっちにどがん道を作らすとだろうかなって思って見てきました。以上です。

〇議長（山下和弘君）　これは野嶋さん昨日の打合せの時に私も色々聞いたんですけど、〇〇の方で農業されるという事ですね。この先に農地という事ですね。

〇事務局(野嶋美里君)　この先に農地というかちょっと木が生えていたところを先ほ

ど伐採されたちょっと写真があったかと思うんですけど伐採されて、農地として管理をしていくための通路として。

〇議長（山下和弘君）　その通路として今回申請があったということなんですよね。

〇事務局(野嶋美里君)　そうです。

〇4番（黒川紀世子君）　そこに家に誰もおらっさんだったからですね。本当は聞いて来たかったんですけど、よう意味分からんで確認だけしてきました。すいません。

〇議長（山下和弘君）　一応これは今の説明でよかっですか。下の農地に入るため通路して今回申請が上がっているということで。

ただ今説明及び意見がありました、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

〇事務局（小田優奈君）　4番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の畑221㎡のうち21.91㎡を売買により取得し、通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北へ約〇〇㎞、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりの区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、国道226号線から住宅用地へ続く通路として利用する計画です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

〇議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

〇8番（富﨑ますみ君）　8番富﨑です。先日現地に井上さんと確認してきましたけど、問題はないと思います。分筆されて道路を作られるということですけど、井上さんと心配したのは電柱はどうなるんだろうという事で、角にでかい電柱があったのでどうやって道路に入っていくんだろうっていうのをちょっと思いました。はい以上です。特に問題は無いと思います。先月ちょっと先の住宅地になるというのはお話ししたと思いますので、はい以上ですよろしくお願いします。

〇議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。次に5番の件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小田優奈君）　資料②の7ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は○○の個人で、○○の田349㎡を売買により取得し、個人住宅として転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から南へ約○○㎞、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりの区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建て住宅を新築し、利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君）　1番山下です19日に田口推進委員と現地確認をしておりました。これは4月に農振除外の申請があっておりまして許可がおりました。航空写真を出してもらってもいいですか。動画でいいです。こういうのをしてはいけませんよって何度も言ったんですけど、業者の方から早くさせてもらえんですか、ということで造成は何もしてないんです。ただ、印をつけてあるだけだったんですが。すみませんでしたということでした。一応譲渡人と受人のお父さんが親戚筋でそのお父さんがずっと草払いとかなんかを管理をされていて、今回いろいろと代替え地をを探したけれど、もどうしてもここしかなかということで、まずは農振除外をして今回5条の案件で申請があっております。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致しました。

次に6番の件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小田優奈君）　6番について説明します。転用者は○○の個人で、○○の畑95㎡を売買により取得し住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から西へ約○○㎞、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりの区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、贈与を受けた建物の土地の一部が農地であったため申請

があっております。資料③の 13 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに転用済みのため始末書が譲渡人より提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君）　次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番(野中幸廣君)　9 番野中です。22 日に田中推進委員と一緒に現地の確認を行いました。田中推進委員もここは畑になっているなという話はしておりました。今回売買をされるにあたって発覚したような状態であります。今説明のあったとおりですね、ずいぶん前からこの土地に建っているという始末書も書いてあります。問題ないと思います。よろしくお願いします。以上です

○議長（山下和弘君）　ただ今説明及び意見がありました、6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君）　日程第 5、議第 56 号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を議題といたします。

○事務局(野嶋美里君)　議第 56 号農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の 8 ページから 23 ページをご覧ください。

賃借権設定の計画が 27 件、使用賃借権設定が 3 件、更新の計画が 1 件、再配分の計画が 1 件、合計 32 件で、筆数 56 筆、総面積が 84,194 ㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 15 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（山下和弘君）　ただいま説明がありましたが、それぞれ委員の方々担当地区の確認をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして質疑はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（山下和弘君）　日程第6、議第57号、非農地証明書交付申請についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(小田優奈君)　非農地証明書交付申請は、筆数全体12筆、面積4,939㎡となっております。資料③の15ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の24ページ現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。

1番、2番の地図です。黄色で着色した○○から東へ○○kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。

次が3から6番の地図です。黄色で着色した○○から北へ約○○kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚です。

次が7番の地図です。黄色で着色した○○から西へ約○○kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。

次は8から12番の地図です。黄色で着色した○○から東へ約○○kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。

○議長（山下和弘君）　それでは、ただいま説明がありました案件につきまして再度写真で確認いたします。1番です。2番、3番、4番、5番です。6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番です。

○議長(山下和弘君)　ご意見があれば伺いたいと思います。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君）　日程第7、議第58号「非農地判断について」を議題といたします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君）　議第58号非農地判断についてご説明いたします。

この議題は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断につい

て、平成30年3月12日付け29経営第3242号の農林水産省経営局農地政策課長名で「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」の通知があっており、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は当該農地について農地に該当しない旨の判断をし、農地台帳から除外するものとされており、利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地Ｂ分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。

今回、非農地判断をお願いする農地は、河浦町宮野河内地区の農地202筆で、面積が124,447.00㎡でございます。
これらの農地は、去る令和8年6月17日に農業委員の野中委員と最適化推進委員の吉田委員、事務局職員の岩本・松下の計4名で現地確認を行い、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認いたしております。
非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。
このほか、法務局や市の課税課へも非農地判断した旨の情報提供を行う予定でございます。
以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

〇事務局（野嶋美里君）　資料②になります。ページは25ページになります。

〇議長(山下和弘君)　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見があれば伺いたいと思います。

（異議なしの声あり）

〇議長(山下和弘君)　意見がなければご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長（山下和弘君）　ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定いたします。

〇議　長（山下和弘君）　日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

〇事務局（野嶋美里君）　資料②の35ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件、畑を畑として利用したいというものでした。
第4条、第5条の許可不要転用届は1件、畑を農業用倉庫として利用したいというものでした。
賃貸借合意解約が29件ありました。内容は記載のとおりです。

〇議長(山下和弘君)　それでは、本日提案されました案件の審議を全て終了いたします。

〇議長（山下和弘君）　これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和8年天草市農業委員会第9回総会を閉会致します。

閉　会　　15時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会　　長　山下和弘

署名委員　平岡敬則

署名委員　福島恵美